

令和3年第4回（定例会）吉備中央町議会会議録（1日目）

1. 令和3年11月30日 午前 9時30分 開会

2. 令和3年11月30日 午前11時30分 閉議

3. 会議の区別 定例会

4. 会議の場所 吉備中央町議会議場

5. 出席議員

1番	成田賢一	2番	山本洋平
3番	石井壽富	4番	渡邊順子
5番	山崎誠	6番	加藤高志
7番	河上真智子	8番	黒田員米
9番	日名義人	10番	丸山節夫
11番	西山宗弘	12番	難波武志

6. 欠席議員

なし

7. 会議録署名議員

7番	河上真智子	8番	黒田員米
----	-------	----	------

8. 議場に出席した議会事務局職員

議会事務局長	杉原宏典	書記	堀恵子
--------	------	----	-----

9. 説明のため出席した者の職氏名

町長	山本雅則	副町長	岡田清
教育長	石井孝典	会計管理者	亀山勝則
総務課長	岡本一志	税務課長	山本敦志
企画課長	片岡昭彦	協働推進課長	根本喜代香
住民課長	小谷条治	福祉課長	奥野充之
保健課長	塚田恵子	子育て推進課長	富士本里美
農林課長	山口文亮	建設課長	高見知之
水道課長	高森学	教委事務局長	石井純子
定住促進課長	荒谷哲也		

10. 議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名について
日程第 2		会期の決定について
日程第 3		諸般の報告
日程第 4	報告第 6号	議案審査報告について
日程第 5	報告第 7号	議案審査報告について
日程第 6	報告第 8号	議案審査報告について
日程第 7	専決報告第4号	専決処分の承認を求めることについて（吉備中央町 一般会計補正予算）
日程第 8	議案第61号	吉備中央町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び 費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につい て
日程第 9	議案第62号	吉備中央町印鑑条例の一部を改正する条例について
日程第10	議案第63号	過疎地域自立促進特別措置法第2条に規定する過疎 地域の公示に伴う固定資産税の特例に関する条例の 全部を改正する条例について
日程第11	議案第64号	吉備中央町特定教育・保育施設及び特定地域型保育 事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正 する条例について
日程第12	議案第65号	岡山県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変 更及び岡山県市町村総合事務組合規約の変更につい て
日程第13	議案第66号	吉備中央町立小学校・園統合再編整備基本計画の策 定について
日程第14	議案第67号	公の施設の指定管理者の指定について（吉備中央町 火葬場）
日程第15	議案第68号	公の施設の指定管理者の指定について（吉備中央町 エコセンター）
日程第16	議案第69号	公の施設の指定管理者の指定について（吉備中央町 地域特産物総合交流促進施設）
日程第17	議案第70号	令和3年度吉備中央町一般会計補正予算について

- 日程第18 議案第71号 令和3年度吉備中央町国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第19 議案第72号 令和3年度吉備中央町介護保険特別会計補正予算について
- 日程第20 議案第73号 令和3年度吉備中央町後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 日程第21 議案第74号 令和3年度吉備中央町上水道事業会計補正予算について

1 1. 会議に付した議案の題目及びその結果

- | | | |
|---------|---|----|
| 報告第 6号 | 議案審査報告について | 認定 |
| 報告第 7号 | 議案審査報告について | 認定 |
| 報告第 8号 | 議案審査報告について | 認定 |
| 専決報告第4号 | 専決処分の承認を求めることについて（吉備中央町一般会計補正予算） | 承認 |
| 議案第61号 | 吉備中央町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について | |
| 議案第62号 | 吉備中央町印鑑条例の一部を改正する条例について | |
| 議案第63号 | 過疎地域自立促進特別措置法第2条に規定する過疎地域の公示に伴う固定資産税の特例に関する条例の全部を改正する条例について | |
| 議案第64号 | 吉備中央町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について | |
| 議案第65号 | 岡山県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び岡山県市町村総合事務組合規約の変更について | |
| 議案第66号 | 吉備中央町立小学校・園統合再編整備基本計画の策定について | |
| 議案第67号 | 公の施設の指定管理者の指定について（吉備中央町火葬場） | |
| 議案第68号 | 公の施設の指定管理者の指定について（吉備中央町エコ | |

- センター)
- 議案第69号 公の施設の指定管理者の指定について（吉備中央町地域特産物総合交流促進施設）
- 議案第70号 令和3年度吉備中央町一般会計補正予算について
- 議案第71号 令和3年度吉備中央町国民健康保険特別会計補正予算について
- 議案第72号 令和3年度吉備中央町介護保険特別会計補正予算について
- 議案第73号 令和3年度吉備中央町後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 議案第74号 令和3年度吉備中央町上水道事業会計補正予算について

午前 9時30分 開 会

○議長（難波武志君）

おはようございます。

朝夕はめっきり寒くなり、冬本番も間近な季節となりました。そうした中、新型コロナウイルスもワクチン接種が進み、終息が見られるのではないかなというふうな感じがしておりましたところ、変異ウイルスのオミクロン株がアフリカで発生し、急速なスピードで世界各国に感染が拡大をしております。日本でも外国人の入国禁止の措置が取られるというところでございます。我々もみんな元気で新しい年を迎えるために、今まで同様に、あるいはそれ以上の感染防止対策を取っていく必要があるのではないかと思います。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、これより令和3年第4回吉備中央町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

会議中の広報担当及び吉備ケーブルテレビの撮影許可しておりますので報告します。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、7番、河上真智子君、8番、黒田員米君を指名します。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日11月30日から12月14日までの15日間としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○議長（難波武志君）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月14日までの15日間と決定しました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第3、諸般の報告を行います。

9月17日、ふるさと米出発式が庁舎玄関で行われました。農家の皆さんが丹精込めて作り上げたお米を全国の納税者に配布をし、それぞれお手元に届けられております。

9月30日、町内巡回バスの実証運行が開始されました。町民の足として準備しておりますこのバスも、なかなか利用者が増えないというのが現状でございます。これからもっとしっかりPRを重ねて、多くの皆さんが利用していただけるようにしたいと思っております。

10月5日、吉備中央町老人クラブ連合会の第8回会長杯グラウンドゴルフ大会、そしてまた11月29日には教育長杯のグラウンドゴルフ大会が行われております。いずれも100名を越す多くのグラウンドゴルフ愛好家が朝早くから集い、健康維持あるいは親睦、そういったことから熱心にプレーを進めておられました。

また、10月27日に第17回かよう交流センターの文化祭が開催され、その後、11月上旬にかけて町内各地でそれぞれの文化祭が開催をされました。それぞれの公民館に本当に多くの公民館活動の結果を展示しておられまして、いずれもプロ級の作品が展示をされております。また、地域の小学校、保育園、幼稚園、そういった方々の作品も展示をしておられました。それぞれの公民館が趣向を凝らした展示ということで、非常にすばらしいものがたくさんありました。その他につきましては、お手元に配付しておりますので御覧ください。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第4、報告第6号、議案審査報告についてを議題とします。

本報告については、令和2年度決算特別委員長の報告を求めます。

決算特別委員長、丸山節夫君。

○10番（丸山節夫君）

それでは、報告いたします。

令和3年11月30日、吉備中央町議会議長、難波武志殿。令和2年度決算特別委員会委員長、丸山節夫。委員会審査報告書、議案第53号、令和2年度吉備中央町一般会計並びに特別会計の決算の認定について。

本委員会に付託された上記議案は、審査の結果、下記の意見を付し認定すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記。意見、本委員会に付託された令和2年度吉備中央町一般会計並びに各特別会計の決算の認定については、令和3年10月26日から11月10日まで5日間にわたり、副町長、各所属長並びに事務局長立ち会いの下に慎重に審査した結果、各会計ともおのおの適正に執行されているが、次の事項について意見を付する。

1、予算の適正な執行について。地方自治法に地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならないと規定している。つまり、予算を全額執行したからよしとするものではない。また反面、多額の不用額を生じること、予算の計画的かつ有効活用の観点から適切ではない。

令和2年度一般会計不用額は5億6,600万円余り、町民1人当たりにしまして5万円ほどとなっている。それぞれの不用額が節約、工夫による不用額か、事業規模の縮小や予算の過大見積りによるものか、あるいは予測できない事情により生じたものかなど、原因と予算効果、行政効果を検証されたい。そして、次年度の予算編成に生かされたい。

2、歳入の確保について。町税、住宅使用料、国民健康保険税、介護保険料等の未納解消については、負担の公平を確保するという大前提がある。今後においても、なお一層の徴収努力を期待するものであるが、監査委員からも意見があったとおり、長期滞納者、高額滞納者に対しては厳格な措置を取られたい。

3、補助事業及び委託業務について。吉備高原イノベーションヒルズ協議会に対して、令和元年度から3年間にわたって補助金が交付され、その額は令和元年度が1,750万1,653円、2年度が2,068万9,406円、そして3年度は予算ベースで2,900万円である。令和2年度における協議会事業の主なものとしては、会議の開催、事業戦略コンサルティング業務、情報受発信業務及びビジネスモデル実証業務を委託して実施している。補助金額の2分の1は国庫補助金、地方創生推進交付金。また、本事業を進める上で核となる国際オープンイノベーションセンターには、旧ニューサイエンス館を改修し活用している。町とイノベーションヒルズ株式会社との間で賃貸借契約を交わし、屋根等の改修は町が2,639万4,172円かけて実施し、その財源は国庫補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金である。

当委員会としては、当該プロジェクトが町民はもとより多くの方の期待と関心を集めて

いることから、事業の内容、成果、進捗状況等について相当な時間を費やし、詳細な説明を求めたところである。特に事業の評価、効果の検証は提出された実績報告書を基に行うこととなる。したがって、補助金を交付する側はその実績報告書の数字等の根拠まで確認する責務があり、交付される側には補助金交付要綱あるいは事業計画等にのっとり、誠実に補助事業を実施し、その全てを明らかにする義務を有するものと解する。

補助金が公的な財政支援であることを踏まえ、公益性、町の財政負担の必要性、在り方を十分検討し、事業完了後には実績報告書等により事業内容の精査を行うことはもちろん、成果、効果の評価検証と計画との整合性、事業の進行管理を確実に行うこと。また、所管課としては、事業及び経理の透明性が確保され、町民の理解が得られるかといった視点を常に持ち、団体への関与、指導監督を強化されたい。

委託料についても契約書等に従い適正に事業が実施されているが、効果、成果はどうだったのかつぶさに調査検証するとともに、補助金同様、町民に対する説明責任を有することを常に意識した事務を執行すること。

4、地域おこし協力隊について。平成26年に2名の地域おこし協力隊を採用してから7年が経過した。今まで隊員の募集は、一部を除き株式会社ファンディングベースに委託して行っているが、隊員の活動実績、隊員の指導、サポート等、委託業務全般について総括し、成果、課題等を整理した上で、真に地域の活性化と定住の促進につながる活動が展開されるよう、抜本的な見直しと町の管理指導体制の充実強化を図ること。また、隊員の募集については、一般公募によるものと随意契約によるものがある。いずれにしても、彼らが町のためにやりがいをもって活動し、定着していただけるよう、募集方法についても抜本的に検討されたい。

以上です。

○議長（難波武志君）

ただいまの委員長の報告に対し、御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本決算に対する委員長の報告は、意見を付し認定すべきであるとするものです。

本決算は、委員長の報告のとおり、意見を付し認定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、報告第6号、議案審査報告については委員長の報告のとおり意見を付し認定することに決定しました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第5、報告第7号、議案審査報告についてを議題とします。

本報告については、令和2年度決算特別委員長の報告を求めます。

決算特別委員長、丸山節夫君。

○10番（丸山節夫君）

報告いたします。

令和3年11月30日、吉備中央町議会議長、難波武志殿。令和2年度決算特別委員会委員長、丸山節夫君。委員会審査報告書、議案第54号、令和2年度吉備中央町上水道事業会計の決算の認定について。

本委員会に付託された上記議案は、審査の結果、下記の意見を付し認定すべきと決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記。意見、本委員会に付託された令和2年度吉備中央町上水道事業会計の決算の認定については、令和3年11月8日の1日間、副町長、水道課長並びに事務局長立ち会いの下に慎重に審査した結果、適正に執行されていることを報告し、意見とする。

以上です。

○議長（難波武志君）

ただいまの委員長の報告に対し、御質疑はありますか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本決算に対する委員長の報告は、意見を付し認定すべきものであるとするものです。

本決算は委員長の報告のとおり意見を付し認定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、報告第7号、議案審査報告については委員長の報告のとおり意見を付し認定することに決定しました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第6、報告第8号、議案審査報告についてを議題とします。

本報告については、令和2年度決算特別委員長の報告を求めます。

決算特別委員長、丸山節夫君。

○10番（丸山節夫君）

報告いたします。

令和3年11月30日、吉備中央町議会議長、難波武志殿。令和2年度決算特別委員会委員長、丸山節夫。委員会審査報告書、議案第55号、令和2年度吉備中央町下水道事業会計の決算の認定について。

本委員会に付託された上記議案は、審査の結果、下記の意見を付し認定すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記。意見、本委員会に付託された令和2年度吉備中央町下水道事業会計の決算の認定については、令和3年11月8日の1日間、副町長、水道課長並びに事務局長立ち会いの下に慎重に審査した結果、適正に執行されていることを報告し意見とする。

以上です。

○議長（難波武志君）

ただいまの委員長の報告に対して御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本決算に対する委員長の報告は意見を付し認定すべきであるとするものです。

本決算は委員長の報告のとおり意見を付し認定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、報告第8号、議案審査報告については委員長の報告のとおり意見を付し認定することに決定しました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第7、専決報告第4号、専決処分承認を求めることについてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

皆さんおはようございます。

早いもので、今年も明日で師走を迎え、残すところあと一か月となりました。

本日は第4回定例議会をお願い申し上げましたところ、議会の皆様には全員の出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

専決報告の御説明の前に少しこの一年を振り返ってみたいと思います。

何といたしましても世界的パンデミックを引き起こし、今なおその終息が見えない新型コロナウイルスでございます。日本におきましては、その感染の真ただ中で、世紀のスポーツの祭典、オリンピック・パラリンピックが開催をされ、メダルラッシュと合わせ、多くの感動を与えていただきました。

その後、因果関係は分かりませんが、感染の第5波がありました。度重なる緊急事態宣言や蔓延防止措置の発令、そして新型コロナに対するワクチン接種により、現在では感染者数も著しく減少し、コロナ禍前の日常に少しでも戻るようにしっかりとしたコロナに対する態勢整備と合わせ、経済の立て直しにかじが切られようとしております。

しかし、ここに来て、先ほど議長もおっしゃられたとおり、南アフリカなどで確認された新型コロナウイルスの新変異株、オミクロン株の感染が欧州で拡大をしております。このことについても大変心配される所であり、国においてはしっかりとした水際対策をしていただきたいと思います。これから冬になり、より一層新しい生活様式を徹底をし、感染予防に努めなければなりません。少し明るい光は、ワクチン接種が進んだことと、また新型コロナに対するモルヌピラビルなど、経口薬が開発承認されるというような情報がございます。ぜひとも早期に日本でもその販売が期待される所でもございます。

ところで、当初予算を皆さんの御理解の下、編成をさせていただき執行させていただく中で、課題は山積するもの、おおむね順調に町政運営ができましたことを厚くお礼を申し上げます。中でも米作り、農家の応援事業として取り組んできましたふるさと米につきましては、全国の多くの方からふるさと納税をしていただき、吉備中央町のおいしいお米を送るとともに、知名度アップを図ることができました。これもひとえに農家の皆さんの御協力のおかげだと感謝をする所でございます。

また、大きな期待もし計画をしておりますスーパーシティ構想につきましては、最終的に全国で31の自治体が計画書を作成し、国に提出をいたしました。国家戦略特区の専門委員によりまして、提出した全ての自治体に、今以上に大胆な規制改革を含む計画を提出するように依頼がありました。吉備中央町におきましても修正を重ね再提出をし、先日専門家によるヒアリングを受けた所でございます。年内には結果が出ると思います。力のある大都市もいる中での厳しい競走ではありますが、ぜひとも実現をし、中山間地域の成功モデルになるように頑張ることが大事だと考えております。

そして、吉備中央町にとりまして大きな課題は子育て環境整備の件でございます。人口減少、とりわけ少子化によります学校・園の統廃合は避けては通れないこととなっております。

ます。足かけ2年にわたり小学校等の適正配置検討委員会と魅力ある学校・園を考える会で検討をしていただき、答申と指針をいただきました。

それを前提として立てました吉備中央町立小学校・園統合再編整備基本計画につきましても、今議会に上程をしております。今後はこの計画を基に地元説明をしていきたいと考えています。このように、来年はまちづくりにとってもより一層大事な年になると思います。町といたしましても新しい発想と知恵を出した継続的な取組が必要と考えています。

現在、新年度予算の編成中でもあります。その中にもそのような取組内容をしっかりと反映をいたしたいと考えています。なお、今議会では、ただいま上程をいたしました専決報告第4号のほか、多くの議案もお願いするようになっております。具体的な内容説明につきましては、この後担当課長のほうから説明をさせていただきます。

どうぞ審議を賜りまして、適切な決定をいただきますようお願いを申し上げます、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（難波武志君）

岡本総務課長。

○総務課長（岡本一志君）

専決報告第4号について御説明をいたします。

専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めます。

記。1、令和3年度吉備中央町一般会計補正予算（第3号）。令和3年11月30日提出。吉備中央町、山本雅則。

〔専決処分書朗読説明〕

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（難波武志君）

これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

討論なしと認めます。

専決報告第4号について採決します。

本案は報告のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、専決報告第4号、専決処分の承認を求めることについては報告のとおり承認することに決定しました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第8、議案第61号、吉備中央町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

岡本総務課長。

○総務課長（岡本一志君）

それでは、議案第61号について御説明いたします。

吉備中央町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。吉備中央町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和3年11月30日提出。吉備中央町長、山本雅則。

〔参考資料朗読説明〕

説明は以上です。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（難波武志君）

これで提案理由の説明を終わります。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第9、議案第62号、吉備中央町印鑑条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

小谷住民課長。

○住民課長（小谷条治君）

それでは、議案第62号について説明いたします。

吉備中央町印鑑条例の一部を改正する条例について。吉備中央町印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和3年11月30日提出。吉備中央町長、山本雅則。

今回の条例改正は、住民の利便性の向上の一環として全国のコンビニエンスストア等で印鑑証明書の交付を行えるようにするための条例改正でございます。

〔参考資料朗読説明〕

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（難波武志君）

これで提案理由の説明を終わります。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第10、議案第63号、過疎地域自立促進特別措置法第2条に規定する過疎地域の公示に伴う固定資産税の特例に関する条例の全部を改正する条例についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

山本税務課長。

○税務課長（山本敦志君）

それでは、議案第63号について説明をいたします。

過疎地域自立促進特別措置法第2条に規定する過疎地域の公示に伴う固定資産税の特例に関する条例の全部を改正する条例について。過疎地域自立促進特別措置法第2条に規定する過疎地域の公示に伴う固定資産税の特例に関する条例の全部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和3年11月30日提出。吉備中央町長、山本雅則。

今回の改正は、令和3年3月31日に失効した過疎地域自立促進特別措置法に代わり、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が制定されたことにより改正を行うものでございます。

〔参考資料朗読説明〕

説明は以上でございます。どうぞよろしく願いをいたします。

○議長（難波武志君）

これで提案理由の説明を終わります。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第11、議案第64号、吉備中央町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

富士本子育て推進課長。

○子育て推進課長（富士本里美君）

それでは、議案第64号について御説明いたします。

吉備中央町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。吉備中央町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和3年11月30日提出。吉備中央町長、山本雅則。

今回の改正は、上位法令の改正により9月議会で上程しました家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例と同様、保育所、事業者等が、記録、作成、保存等が書面等によることが規定されているものについて、電磁的方法による対応もできるよう改正されております。

[参考資料朗読説明]

説明は以上であります。よろしく願いいたします。

○議長（難波武志君）

これで提案理由の説明を終わります。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第12、議案第65号、岡山市市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び岡山市市町村総合事務組合規約の変更についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

岡本総務課長。

○総務課長（岡本一志君）

それでは、議案第65号につきまして御説明をいたします。

岡山市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び岡山市町村総合事務組合規約の変更について。地方自治法第286条第1項の規定により、令和4年10月1日から岡山市町村総合事務組合の共同処理する事務のうち、福利厚生を増進に関する事務の一部を変更し、岡山市町村総合事務組合規約を次のとおり変更する。令和3年11月30日提出。吉備中央町長、山本雅則。

この規約変更の提案理由につきましては、地方公務員等共済組合法の改正により、岡山市町村総合事務組合の規約中、非常勤職員のうち被保険者の適用対象者で、令和4年10月1日から同組合の組合員とされる者について、同組合の福利厚生を増進に関する事務の適用対象とするため、共同処理する事務規約を変更する必要があるため規約の変更について議会の議決を求めるものでございます。

[参考資料朗読説明]

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（難波武志君）

これで提案理由の説明を終わります。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第13、議案第66号、吉備中央町立小学校・園統合再編整備基本計画の策定についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

石井教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（石井純子君）

それでは、議案第66号について御説明申し上げます。

吉備中央町立小学校・園統合再編整備基本計画の策定について。吉備中央町立小学校・園統合再編整備基本計画を別紙のとおり定めることについて。地方自治法第96条及び吉備中央町議会の議決をすべき事件を定める条例の規定により、議会の議決を求める。令和3年11月30日提出。吉備中央町長、山本雅則。

[吉備中央町立小学校・園統合再編整備基本計画朗読説明]

以上、吉備中央町立小学校・園統合再編整備基本計画の説明といたします。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（難波武志君）

これで提案理由の説明を終わります。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第14、議案第67号、公の施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

小谷住民課長。

○住民課長（小谷条治君）

それでは、議案第67号について説明いたします。

公の施設の指定管理者の指定について。地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定することについて、同条第6項の規定により議会の議決を求める。施設の名称、吉備中央町火葬場。指定する法人または団体の名称、吉備中央町吉川7518番地62、吉備中央会館N・JV。指定期間、令和4年4月1日から令和9年3月31日まで。令和3年11月30日提出。吉備中央町長、山本雅則。

吉備中央町火葬場の指定管理は、現在の指定管理期間が令和4年3月31日までで終了するため、新たな指定管理者を選任するものでございます。

説明は参考資料の指定管理候補者の選定方法、選定理由の読み上げとさせていただきます。

〔参考資料朗読説明〕

以上で説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（難波武志君）

これで提案理由の説明を終わります。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第15、議案第68号、公の施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

山口農林課長。

○農林課長（山口文亮君）

それでは、議案第68号について御説明申し上げます。

議案第68号、公の施設の指定管理者の指定について。地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定することについて、同条第6項の規定に

より議会の議決を求める。施設の名称、吉備中央町エコセンター。指定する法人または団体の名称、吉備中央町豊野17番地、公益財団法人吉備中央農業公社。指定期間、令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間。令和3年11月30日提出。吉備中央町長、山本雅則。

それでは、指定管理候補者の選定方法、選定理由につきまして参考資料の14ページにより説明をいたします。

[参考資料朗読説明]

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（難波武志君）

これで提案理由の説明を終わります。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第16、議案第69号、公の施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

根本協働推進課長。

○協働推進課長（根本喜代香君）

それでは、議案第69号について御説明申し上げます。

議案第69号、公の施設の指定管理者の指定について。地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定することについて、同条第6項の規定により議会の議決を求める。施設の名称、吉備中央町地域特産物総合交流促進施設。指定する法人または団体の名称、吉備中央町上竹2065番地、株式会社吉備高原サツキ育英会。指定期間、令和4年4月1日から令和9年3月31日まで。令和3年11月30日提出。吉備中央町長、山本雅則。

指定管理候補者の選定方法、選定理由につきましては、別紙参考資料の15ページにより御説明申し上げます。

[参考資料朗読説明]

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（難波武志君）

これで提案理由の説明を終わります。

~~~~~

○議長（難波武志君）

提案理由の説明の途中ですが、ただいまから11時まで休憩します。

午前10時47分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（難波武志君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

提案理由の説明を続けます。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第17、議案第70号、令和3年度吉備中央町一般会計補正予算についてから日程第21号、議案第74号、令和3年度吉備中央町上水道事業会計補正予算についてまで、補正予算案5件を一括上程し、議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

岡本総務課長。

○総務課長（岡本一志君）

それでは、議案第70号につきまして御説明いたします。

令和3年度吉備中央町一般会計補正予算について。令和3年度吉備中央町一般会計補正予算を別紙のとおり定める。令和3年11月30日提出。吉備中央町長、山本雅則。

〔予算書に基づき説明〕

説明は以上でございます。どうぞよろしく願いをいたします。

○議長（難波武志君）

塚田保健課長。

○保健課長（塚田恵子君）

議案第71号につきまして御説明いたします。

令和3年度吉備中央町国民健康保険特別会計補正予算について。令和3年度吉備中央町国民健康保険特別会計補正予算を別紙のとおり定める。令和3年11月30日提出。吉備中央町長、山本雅則。

〔予算書に基づき説明〕

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（難波武志君）

奥野福祉課長。

○福祉課長（奥野充之君）

議案第72号について御説明いたします。

令和3年度吉備中央町介護保険特別会計補正予算について。令和3年度吉備中央町介護保険特別会計補正予算を別紙のとおり定める。令和3年11月30日提出。吉備中央町長、山本雅則。

〔予算書に基づき説明〕

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（難波武志君）

塚田保健課長。

○保健課長（塚田恵子君）

議案第73号につきまして御説明いたします。

令和3年度吉備中央町後期高齢者医療特別会計補正予算について。令和3年度吉備中央町後期高齢者医療特別会計補正予算を別紙のとおり定める。令和3年11月30日提出。吉備中央町長、山本雅則。

〔予算書に基づき説明〕

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（難波武志君）

高森水道課長。

○水道課長（高森 学君）

それでは、議案第74号について御説明申し上げます。

令和3年度吉備中央町上水道事業会計補正予算について。令和3年度吉備中央町上水道事業会計補正予算を別紙のとおり定める。令和3年11月30日提出。吉備中央町長、山本雅則。

〔予算書に基づき説明〕

以上が上水道事業会計補正予算（第2号）でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（難波武志君）

これで提案理由の説明を終わります。

以上で本日の日程は全て終了しました。

お諮りします。

明日、12月1日から12月8日までの8日間、議案調査等のため休会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○議長（難波武志君）

異議なしと認めます。したがって明日12月1日から12月8日までの8日間、休会することに決定しました。

本日はこれにて散会とします。

御苦勞さまでした。

午前11時30分 閉 議